

令和5年(行コ)第56号 各環境影響評価書確定通知取消請求控訴事件

控訴人 鈴木陸郎 ほか44名

被控訴人 国(処分行政庁 経済産業大臣)

答 弁 書

令和5年7月14日

東京高等裁判所第10民事部二ホ2係 御中

被控訴人指定代理人

〒102-8225 東京都千代田区九段南一丁目1番15号

九段第2合同庁舎

東京法務局訟務部(送達場所は別紙のとおり)

部 付 小 川 翔 平

部 付 友 延 裕 美

訟 務 官 宮 崎 繁 人

訟 務 官 針 生 淳

法 務 事 務 官 武 田 湧 也

法 務 事 務 官 中 村 志 緒 香

〒100-8901 東京都千代田区霞が関一丁目3番1号

経済産業省商務情報政策局

産業保安グループ電力安全課

課長 前田 了 

課長補佐(制度法令担当) 田尻 雄裕 

課長補佐(環境審査担当) 長尾 憲治 

課長補佐(環境審査担当) 丸山 晴生 

課長補佐(環境審査担当) 枝村 暢久 

係長(企画調整担当) 新海 一輝 

環境審査担当係長 長地 洋紀 

第1	控訴の趣旨に対する答弁	5
第2	事案の概要及び被控訴人の主張の骨子	5
第3	控訴人ら①に係る本件取消しの訴えは不適法であること	6
第4	控訴人ら②に係る本件取消しの訴えは、不適法であること	7
1	確定通知が行訴法3条2項の「処分」に当たるとする原判決の判示は誤りであること	7
2	控訴人ら②は原告適格を有しないこと	7
(1)	はじめに	7
(2)	「環境への負荷」に「人の健康、生活環境及び自然環境に及ぼす影響の発生が含まれる」旨の控訴人らの主張には理由がないこと	8
(3)	控訴人らの環境影響評価法及び電気事業法の規定の趣旨及び目的に係る主張には理由がないこと	10
(4)	二酸化炭素の排出に起因する地球温暖化によって健康等に係る被害を受けないという利益の内容及び性質に関する控訴人らの主張は、判例法理に基づかないものであること	11
(5)	小括	14
3	まとめ	14
第5	本件通知が違法であるということとはできないと判断した原判決は正当であること	15
1	計画段階配慮事項として石炭以外の燃料種等が検討されなかったことが違法であるとはいえないこと	15
(1)	燃料種はもとより発電設備等の構造についてみても、必ず複数案を検討すべきことを義務付けた規定は存在しないこと	15
(2)	控訴人らの主張する判断枠組みは独自の見解であること	16
(3)	小括	17
2	二酸化炭素は、影響要因により重大な影響を受けるおそれがある環境要素に	

該当するものとはいえず、これを計画段階配慮事項に選定しなかったことが違法であるとはいえないこと	17
(1) 最新鋭のU S Cの採択が予定されており影響の重大性がないため、発電所アセス省令に基づき二酸化炭素を計画段階配慮事項に選定しなかったことに違法性はないこと	17
(2) 知事意見等への適切な対応が採られていたこと	19
(3) 小括	20
3 環境保全措置の適切な評価がなされていること	20
4 ガイドラインが定める簡略化された手法によって調査等を実施することができると解することが相当であること	23
(1) 合理化ガイドラインを適用したことにつき問題がないこと	23
(2) 調査・予測・評価の手法について問題がないこと	24
5 発電所アセス省令において参考項目として挙げられていないPM _{2.5} を評価項目として選定しなかったことが違法であるとはいえないこと	27
6 発電所アセス省令において参考項目として挙げられていない光化学オキシダントを評価項目として選定しなかったことが違法であるとはいえないこと	28
7 その余の控訴人らの主張にも理由がないこと	29
(1) 二酸化炭素の排出による温暖化の進行に関する原審の判断の遺漏はないこと	29
(2) 控訴人らの電気事業法46条の17第1項に係る裁量権の主張には理由がないこと	30
第6 結語	31

第1 控訴の趣旨に対する答弁

- 1 原判決主文第2項中、原判決別紙1原告目録記載1(1)から(30)まで、(32)から(34)まで及び同目録記載2の各控訴人の請求を棄却した部分を取り消す
 - 2 本件訴えのうち、前項の各控訴人に係る部分を却下する
 - 3 控訴人らの本件控訴をいずれも棄却する
 - 4 控訴費用は控訴人らの負担とする
- との判決を求める。

第2 事案の概要及び被控訴人の主張の骨子

- 1 本件は、控訴人らが、被控訴人を被告として、火力発電所の設置の工事の事業の事業者が、電気事業法46条の16に基づき経済産業大臣に対して同事業に係る環境影響評価書を届け出たのに対し、同大臣が同法46条の17第2項に基づき同事業者に対して同条1項の規定による命令をする必要がない旨を通知したことについて、同通知は違法であるとして、同通知の取消しを求める事案である。
- 2 まず、原判決は、原判決別紙1原告目録記載1(1)から(30)まで、(32)から(34)まで及び同目録記載の2の控訴人ら(以下「控訴人ら①」という。)には、確定通知が、行訴法3条2項の「処分」に当たり、また、控訴人ら①について本件新設発電所の稼働に伴う大気汚染によって健康に係る著しい被害を直接的に受けるおそれのある者に当たると認めるのが相当であるから、本件通知の取消しを求める原告適格を有するものと認められると判示したが、原判決の上記の判示は誤りである。
- 3 他方、原判決は、控訴人らのうち、控訴人ら①を除く者(以下「控訴人ら②」という。)による本件通知の取消しを求める訴えは、原告適格を有する、とはいえず不適法であるとして却下した。そもそも確定通知は行訴法3条2項の「処分」に当たらないが、控訴人ら②が原告適格を有するとはいえないとした原審

の上記判断は正当である。

- 4 さらに、原判決は、控訴人ら①の請求を棄却した。本案についての被控訴人の事実上及び法律上の主張は、原審口頭弁論において述べたとおりであり、原判決の上記判断は正当である。
- 5 これに対し、控訴人らは、2023年(令和5年)4月10日付け控訴理由書1ないし5(以下、それぞれ「控訴理由書1」ないし「控訴理由書5」という。)において、原判決の判断に誤りがある旨主張するが、その内容はいずれも原審における主張の繰り返しか、あるいは、独自の見解に基づいて原判決を論難するものにすぎず、これらに理由がないことは、原審における被控訴人の主張及び原判決の判示から明らかである。
- 6 よって、本件訴えのうち控訴人ら①に係る部分は不適法であるから、原判決主文第2項中、控訴人ら①の各請求で棄却した部分を取り消した上で、これらを却下し、また、本件控訴は理由がないから、いずれも速やかに棄却されるべきである。

なお、略語等は、本書面で新たに用いるもののほか、原判決の例により、原判決に記載のないものは原審における被告準備書面の例による。また、被控訴人の原審における各準備書面は、例えば、準備書面(1)であれば「原審被告準備書面(1)」と表記する。

第3 控訴人ら①に係る本件取消しの訴えは不適法であること

原判決は、「確定通知は、行政事件訴訟法3条2項にいう「処分」に当たるものと解するのが相当である」(原判決110ページ)として本件通知の処分性を認め、また、「本件新設発電所の周囲20kmの範囲内の地域に居住する者は、本件新設発電所の稼働に伴う大気汚染によって健康に係る著しい被害を直接的に受けるおそれのある者に当たると認めるのが相当であるから、本件通知の取消しを求める原告適格を有するものと認められる」(原判決123ページ)

として控訴人ら①の原告適格を認めた。

しかし、従前の原審における被控訴人の主張のとおり（原審被告準備書面 (I) ・ 6 ないし 1 5 ページ等）、本件通知は行訴法 3 条 2 項の「処分」には当たらない。また、従前の原審における被控訴人の主張のとおり（原審被告準備書面 (I) ・ 1 5 ないし 3 9 ページ等）、控訴人ら①について原告適格は認められない（なお、後記第 4 の 2 のとおり、二酸化炭素による温暖化の進行に伴う事象によって生命、健康等に被害を受けないという利益に係る原告適格を否定した原判決の判示は正当である。）。

したがって、原判決の上記判示は誤りであり、本件取消しの訴えのうち控訴人ら①に係る部分はいずれも不適法であるから、原判決主文第 2 項中、控訴人ら①の各請求を棄却した部分を取り消した上で、本件取消しの訴えのうち控訴人ら①に係る部分はいずれも却下されるべきである。

第 4 控訴人ら②に係る本件取消しの訴えは、不適法であること

1 確定通知が行訴法 3 条 2 項の「処分」に当たるとする原判決の判示は誤りであること

原判決は、確定通知が行訴法 3 条 2 項にいう「処分」に当たると判示しているが（原判決 1 1 0 ページ）、前記第 3 のとおり、本件通知は同項の「処分」には当たらない。

したがって、原判決の上記の判示は誤りである。

2 控訴人ら②は原告適格を有しないこと

(1) はじめに

原判決は、控訴人ら②による本件通知の取消しを求める訴えについて、控訴人ら②が原告適格を有しないから、不適法であるとして却下している（原判決 1 1 0 ないし 1 2 5 ページ）。

これに対し、控訴人らは、本件新設発電所が稼働した際に排出される二酸

化炭素による温暖化の進行に伴う事象によって生命、健康等に被害を受けないという利益は、一般的公益に吸収されない個々人の個別的利益として法的に保護されていると解されることから、上記の利益に係る原告適格を有しないとした原審の判断が誤りである旨主張する(控訴理由書2・5ないし39ページ)。

しかし、控訴人らの主張する上記の利益が、一般的公益に吸収されない個々人の個別的利益として法的に保護されているとは解されず、原告適格を有するとはいえないから、控訴人らの主張には理由がない。以下、詳述する。

(2) 「環境への負荷」に「人の健康、生活環境及び自然環境に及ぼす影響の発生が含まれる」旨の控訴人らの主張には理由がないこと

ア 控訴人らは、原判決では、発電所アセスにおいて、火力発電所から排出される温室効果ガスの評価が環境の負荷の量の把握となっていることをもって、大気汚染等と区分されるとしているが、環境基本法2条1項の「環境への負荷」という概念は、人の健康又は生活環境に係る被害又は悪影響を生じさせる「原因となるおそれのあるもの」すべてを含む、包括概念であり、「環境への負荷」と、「人の健康、生活環境又は自然環境に被害又は悪影響を発生させる原因となるおそれがあるもの」は概念として一致している」から、温室効果ガスの排出による環境への影響についても、「人の健康、生活環境及び自然環境に及ぼす影響を把握する」ように調査、予測及び評価が行われなければならないと主張する(控訴理由書2・9ないし12ページ)。

イ しかしながら、原審被告準備書面(12)(5ないし7ページ)のとおり、環境影響評価法13条を受けた基本的事項第四の二(4)では、「別表中「環境への負荷」に区分される選定項目については、環境基本法第二条第二項の地球環境保全に係る環境への影響のうち温室効果ガスの排出量等環境への負荷量の程度を把握することが適当な項目に関してはそれらの発生量等を

(中略)把握することにより、調査、予測及び評価を行うものとする」とされ、「人の健康、生活環境及び自然環境に及ぼす影響の発生」を把握すべきとはされていない。むしろ、例えば、基本的事項第四の二(1)では、「別表中「環境の自然的構成要素の良好な状態の保持」に区分される選定項目については、環境基本法第十四条第一号に掲げる事項の確保を旨として、当該選定項目に係る環境要素に含まれる汚染物質の濃度その他の指標により測られる当該環境要素の汚染の程度及び広がり又は当該環境要素の状態の変化(中略)の程度及び広がりについて、これらが人の健康、生活環境及び自然環境に及ぼす影響を把握するため、調査、予測及び評価を行うものとする。」とされているように、基本的事項においては、選定項目ごとに調査、予測及び評価の手法が書き分けられていることが明らかである。

これに加えて、環境基本法2条1項では、「「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。」と規定されているところ、ここにいう「人の活動により環境に加えられる影響」とは「人為的な原因に基づくもの」で「個別の活動によって環境に新たに加えられる部分」を指す概念である(環境省総合環境政策局総務課「環境基本法の解説[改訂版]」乙64・124ページ)。これは、例えば、どのような物質がどの程度排出されるかといった事象を指す概念であり、上記解説においても例示として、排出される二酸化炭素、排出される大気汚染物質、地下水の採取に伴う地下水位の低下といったものが該当するとされている(乙64・125ページ)。

他方で、基本的事項第四の二(1)において把握すべきとされている「人の健康、生活環境及び自然環境に及ぼす影響」とは、「環境への負荷」(例えば、排出される大気汚染物質の量)が人間の健康に変化又は被害をもたらすか、どのように生活環境や自然環境に変化をもたらすかといった意味での「影響」を指すものである。

このように、「環境への負荷」（人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるもの）と「人の健康、生活環境及び自然環境に及ぼす影響」とは、全く異なる概念であって、発電所アセス省令6条6号及び22条1項6号の「温室効果ガス等に関してはそれらの発生量その他の環境への負荷の量の程度」に「人の健康、生活環境及び自然環境に及ぼす影響」が含まれないことは明らかである。

ウ しかしがって、原審の判断（原判決113及び114ページ）は正当であり、発電所アセス省令6条6号及び22条1項6号の「環境への負荷」に「人の健康、生活環境及び自然環境に及ぼす影響の発生が含まれる」旨の控訴人らの主張は、何らの法的根拠を伴わない独自の見解に基づくものであって理由がない。

(3) 控訴人らの環境影響評価法及び電気事業法の規定の趣旨及び目的に係る主張には理由がないこと

ア 控訴人らは、環境影響評価法の目的規定（同法1条）にいう「その事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされること」とは、「人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるように、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること」を確保することとなる（控訴理由書2・10ページ）などとして、「電事法及び環境影響評価法その他環境法令の趣旨目的からすれば、電事法及び環境影響評価法は変更命令及び確定通知を通じて、適正な環境影響評価手続きの履行を確保し、もって、石炭火力発電所から排出される二酸化炭素による地球温暖化の進行への寄与及びこれに伴う気象災害等による人の生命身体、財産等への被害の発生を防止することも制度趣旨としていることは明らかである」と主張する（控訴理由書2・15及び16ページ）。

イ しかしながら、原判決が判示するとおり、「基本的事項告示及び発電所

アセス省令の規定によれば、二酸化炭素等の温室効果ガスについては、(中略) 特定の人ないし地域に対する直接の影響ではなく、「環境への負荷」の「量の程度」の把握を求めるにとどまるというべきであり、このことからすれば、周辺の住民等が、当該事業から排出される二酸化炭素による温暖化の進行に伴う事象によって生命、健康等に被害を受けないという利益は、一般的公益として保護されるにとどまるものと解さざるを得ず、個々人の個別的利益として保護する趣旨まで読み取ることは困難である」(原判決 115 ページ)。

したがって、控訴人らの主張には理由がない。

(4) 二酸化炭素の排出に起因する地球温暖化によって健康等に係る被害を受けないという利益の内容及び性質に関する控訴人らの主張は、判例法理に基づかないものであること

ア 控訴人らは、原判決が「生命、健康等に被害を受けないという利益が「一般的公益に吸収され得る」ものであることが前提とされている」として、原判決は、最高裁判決の趣旨を誤って解釈しているなどと主張する(控訴理由書 2・20 ないし 22 ページ)。

イ しかしながら、原判決は、「基本的事項告示及び発電所アセス省令の規定によれば、二酸化炭素等の温室効果ガスについては、人の健康等に被害をもたらす得る環境要素とされている大気環境等とは明確に区別され、特定の人ないし地域に対する直接の影響ではなく、「環境への負荷」の「量の程度」の把握を求めるにとどまるというべきである」として、温室効果ガスと、人の健康等に被害をもたらす得る大気環境等の違いに着目した上で、発電所が稼働した際に「排出される二酸化炭素による温暖化の進行に伴う事象によって生命、健康等に被害を受けないという利益」が、「一般的公益として保護されるにとどまるものと解さざるを得ず、個々人の個別的利益として保護する趣旨まで読み取ることは困難である」と判示してい

るのであって（原判決115ページ）、そもそも一般的に「生命、健康等に被害を受けないという利益」が「一般的公益に吸収され得る」ものである」と判断したものではない。また、前記(2)のとおり、温室効果ガスと人の健康等に被害をもたらし得る環境要素とされている大気環境等との区別についても合理的根拠を有している。したがって、原判決の上記判示は正当である。

控訴人らの上記主張は、原審を正解せずに論難するものであって、原判決の上記判示は控訴人らが指摘する各最高裁判決の趣旨を誤って解釈したものとはいえず、理由がない。

ウ 前記イをおくとしても、最高裁平成17年判決については、その「説示からは、周辺住民の健康や生活環境に係る利益について、直ちに個々人の個別的利益として保護されるものとするのではなく、これらの利益を受ける住民の特定性、これらの利益の個別具体性、被害の性質ないしその重大性等を考慮した上で、処分の根拠法規が個々人の個別的利益として保護するものと認めることができるか否かを判断しようとする手法がうかがわれる」とされている（森英明・最高裁判所判例解説民事篇平成17年度（下）920ページ）。

この点、「環境保全等を目的とする規制の解釈に当たっては、一般には、規制によって利益を受ける住民の特定性と住民が受ける利益の個別具体性が原告適格の有無を判断する際の重要なメルクマークになり」（司法研修所編「改訂行政事件訴訟の一般的問題に関する実務的研究」97ページ）、

「行政法規が環境保護等を目的とする規制を定めている場合（中略）当該規制によってもたらされる利益を特定の範囲の個人がほかから区別される程度に享受し、かつ、その受ける利益に具体性が認められるときは、当該規制は、特定の範囲の個人の個別具体的利益の保護をもその目的とすると解される」（司法研修所編・前掲91ページ。前掲森・最高裁判所判例解

説920、935ページも同旨)。

エ(7) この点、平成17年最高裁判決は、「被害の程度は居住地が事業地に近接するにつれて増大する」という点に着目して原告適格を有する者の範囲を画している。控訴人らは、当該判決は、「事業地の近傍に居住する個々人が有する「健康や生活環境に係る著しい被害を受けない」という具体的利益を保護(する)」という点が原告適格を肯定する根拠となっており(中略)「被害の程度は居住地が事業地に近接するにつれて増大する」という性格をもたないリスクについてまで、同じ基準を適用することを求める趣旨を読み取ることはできない。」と主張するが(控訴理由書2・17ページ)、独自の主張といわざるを得ない。

むしろ、控訴人らにおいても、「気候変動(温暖化)による甚大な災害・被害は、多くの場合、特定の立場に置かれたものに集中する」としつつも、「温室効果ガスの排出による気候変動の進行がもたらす被害は、地球規模で生じ、世界のあらゆる場所において発生する。」(控訴理由書2・18ページ)などと自認しているとおり、個別保護要件を満たさないことは明らかである。

(4) また、控訴人らが指摘する最高裁判所判例解説(控訴理由書2・21ページ参照)においても、「個々人に対する影響の大きさから生命・身体・安全等に対する侵害のおそれがあると認められる場合には」当然に「法的利益の個別性が認められる」とはされていない(甲309・157、158ページ、甲310・226ページ)。そして、最高裁判所平成17年判決以後の最高裁判決(最高裁平成21年10月15日第一小法廷判決・民集63巻8号1711ページ及び最高裁平成26年7月29日第三小法廷判決・民集68巻6号620ページ)においても、最高裁平成17年判決を引用し、個別保護要件の検討の際に、住民等の特定性や利益の個別具体性等を検討している。

(ウ) また、控訴人らは、「気候変動に起因するリスクに関して原告適格を有する者の範囲については、事業地との位置関係ではなく、「温暖化によって生命、健康、重要な財産、生業手段等に著しい被害を受けるリスクにさらされているか否か」という観点で決する必要がある」（控訴理由書2・22ページ）とも主張しているが、ここでの争点は原告適格を有するか否かであるにもかかわらず、控訴人らは気候変動に起因するリスクに関して原告適格があることを前提とした「原告適格を有する者の範囲」の問題を持ち出してきており、論理の順序が逆転しているといわざるを得ない。

(5) 小括

以上からすれば、原判決が、「本件新設発電所が稼働した際に排出される二酸化炭素による温暖化の進行によって生ずるものとして原告らが主張する被害に係る利益については、電気事業法及び環境影響評価法が、前判示の法令の趣旨、目的、被害の内容、性質、程度等に照らし、そのような被害を受けないという利益を個々人の個別的利益としても保護すべきものとする趣旨を含むと解することはできず、それらの被害を主張する者は、確定通知の取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者とは認められない」と判示したことは正当である（原判決121、122ページ）。二酸化炭素による温暖化の進行に伴う事象によって生命、健康等に被害を受けないという利益が、一般的公益に吸収されない個々人の個別的利益として法的に保護されていると解することはできず、控訴人ら②は、上記利益に係る原告適格を有するとはいえない（なお、控訴人ら②は、従前の原審における被控訴人の主張のとおり、本件新設発電所の稼働に伴う大気汚染によって健康に係る著しい被害を受けない利益に基づく原告適格も有しない。）。

3 まとめ

したがって、本件取消しの訴えのうち、控訴人ら②に係る部分は、いずれも

不適法であり、却下されるべきである。

第5 本件通知が違法であるということとはできないと判断した原判決は正当であること

1 計画段階配慮事項として石炭以外の燃料種等が検討されなかったことが違法であるとはいえないこと

(1) 燃料種はもとより発電設備等の構造についてみても、必ず複数案を検討すべきことを義務付けた規定は存在しないこと

控訴人らは、基本的事項第一の一(3)及び発電所アセス省令3条1項を挙げた上、「検討する複数案の内容について(中略)設定する複数案は環境負荷の回避・低減を図るうえで実質的な意味を持つものでなければなら」ず、「本件において天然ガスを燃料とする代替案などの検討は不可欠であ」ったとして(控訴理由書3・17ページ)、「本件においては、本件環境アセスの計画段階配慮事項における複数案」を検討しなかった点が「重大な欠陥・瑕疵である。また、それによって害される利益の性質、内容、侵害の程度が重大かつ深刻である」から、「本件確定通知の手続的な瑕疵は重大であり、取り消しは免れない。」(控訴理由書3・15ないし18ページ)と主張する。

しかしながら、原判決が正当に判示するとおり、「主務大臣が定めるべき計画段階配慮事項の選定等に関する指針について定めた基本的事項告示において、複数案を設定することとされているのは、「第一種事業に係る位置・規模」又は「建造物等の構造・配置」であり(中略)、燃料種等について複数案を検討することとはされていない。そして、これを受けて規定された発電所アセス省令3条1項が複数案を適切に示すことを求めているのも、(中略)燃料種等は含まれておらず、その他の法令においても、燃料種等に係る複数案の検討を義務付ける規定は見当たらない」のであって、「本件評価の計画段階配慮事項として石炭以外の燃料種等が検討されなかったことが違法であ

るとはいえない」(原判決128ページ)。

したがって、控訴人らの主張には理由がない。

(2) 控訴人らの主張する判断枠組みは独自の見解であること

控訴人らは、環境アセスメントは、ベスト追求型であり(控訴理由書3・4及び5ページ)、意思決定過程の透明化と実効的な参加による環境保全の実現のために情報公開と対話を通じて具体的な環境保全策を実現していくものであり(控訴理由書3・6ないし10ページ)、環境配慮をしたかどうかの実体的判断を、代替案検討を尽くしたかという手続的要件を満たしたかという、手続法としての環境アセスメントにおける手続的判断に置き換えることによって、司法審査を容易にし、手続的統制を通じて適正な環境配慮を実現するものであるので、代替案検討をすることが環境アセスメントの核心的要素であると主張する(控訴理由書3・10ないし12ページ)。

しかしながら、原判決が正当に判示するとおり、「本件で問題となっているのは、関係地域における説明会の開催、経済産業大臣等への所定の書面の送付等の純粋な手続的規律に関する違反の有無ではなく、計画段階配慮事項や評価項目の選定、選定された項目に係る調査等の手法が違法であるなど、本件評価について原告らが主張する瑕疵が存在する結果として、電気事業法46条の17第1項が評価書の変更命令の実体的要件として規定する「環境の保全についての適正な配慮がなされることを確保するため特に必要があり、かつ、適切と認めるとき」に該当するか否かであるから、行政手続に係る法令違反が問題となっている場合と同等の判断枠組みを用いるのではなく、(中略)経済産業大臣に一定の裁量権があることを前提として、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるか否かを判断することが相当である」(原判決126及び127ページ)。

控訴人らの主張は、環境影響評価制度に係る独自の解釈に基づき独自の判断枠組みを述べるにとどまり、同制度の仕組みの理解を根本的に誤っている

というほかない。

(3) 小括

したがって、「計画段階配慮事項として石炭以外の燃料種等が検討されなかったことが違法であるとはいえない。」(原判決128ページ)と判示した原審の判断は正当である。

2 二酸化炭素は、影響要因により重大な影響を受けるおそれがある環境要素に該当するものとはいえず、これを計画段階配慮事項に選定しなかったことが違法であるとはいえないこと

(1) 最新鋭のUSCの採択が予定されており影響の重大性がないため、発電所アセス省令に基づき二酸化炭素を計画段階配慮事項に選定しなかったことに違法性はないこと

控訴人らは、「「環境への負荷」と、「人の健康、生活環境又は自然環境に被害又は悪影響を発生させる原因となるおそれがあるもの」は概念として一致している」ことを前提に(控訴理由書4・23ページ)、原判決が気候危機という現在の状況を完全に無視し、本件新設発電所は莫大な量の二酸化炭素を排出するから「明らかに環境保全上の支障を生じさせるおそれがあり(控訴理由書3・28ページ)、「USC発電設備が採用されたことは、二酸化炭素による地球温暖化の影響を計画段階配慮事項として選定しない理由にはならない。」と主張する(控訴理由書3・28ページ)。

しかしながら、原審が「発電所アセス省令5条1項は、第一種事業に係る計画段階配慮事項の選定は、当該第一種事業に伴う環境影響を及ぼすおそれがある要因(影響要因)により重大な影響を受けるおそれがある環境要素に関し、当該影響要因が及ぼす影響の重大性について客観的かつ科学的に検討するとした上、配慮書事業特性及び配慮書地域特性に関する情報を踏まえて当該選定を行う旨を規定する。」とした上で、「本件事業の計画においては、石炭を燃料とする最新鋭の発電技術として、BATの参考表において、60万

k W級の石炭火力発電所について「(B) (商用プラントとして着工済み (試運転期間等を含む)) の発電技術及び商用プラントとしての採用が決定し環境アセスメント手続きに入っている発電技術」に該当するとされ、政府が策定した地球温暖化対策計画における電力業界の低炭素化の取組の中でエネルギーミックスが想定する基準 (中略) である 42.0 % 以上を満たす 43.5 % の発電端効率の実現が可能とされる USC 発電設備が採用されていたため、計画段階において、本件新設発電所が排出する二酸化炭素に起因する環境影響は、同設備の採用によって相当程度低減することが予定されていたものである。」こと等から、「本件事業において、二酸化炭素は、影響要因により重大な影響を受けるおそれがある環境要素に該当するものとはいえず、これを計画段階配慮事項に選定しなかったことが違法であるとはいえない。」と判示したとおりであるから (原判決 161 及び 162 ページ)、控訴人らの主張には理由がない。

また、原審は「火力発電所が排出する二酸化炭素が、それ自体が直接的に環境影響を生じさせるものではなく、他の原因によって排出された二酸化炭素と相まって地球規模で気候変動を進行させ、これに起因する自然災害等によって種々の被害をもたらすものであることからすると、本件新設発電所単体から排出される二酸化炭素により、地球規模で進行する温暖化に伴う災害等による被害の規模ないし頻度が有意に増大するものとは認め難い」とし、環境要素に重大な影響を及ぼすものではないと判示しているとおり (原判決 163 ページ)、本件新設発電所単体との関係では、明らかに環境保全上の支障を生じさせるとはいえない (なお、控訴人らは、原審の上記判示部分の「有意でない」との意味を、「偶然」であることに置き換えた上で、地球温暖化が温室効果ガスの排出で進んでいることは明らかであるから、「有意でない」との理由は失当」と主張するが (控訴理由書 4・9 及び 10 ページ)、原判決は、本件新設発電所単体の二酸化炭素排出により直接的に環境影響を生

じさせるものではなく、他の原因による排出と相まって影響するものであることから「有意」ではないと判示しているのであって、控訴人らの主張は、原判決を正解しないものである。)

なお、火力発電所の設置事業の特性上、当該発電所から排出される温室効果ガスの量が多いことから、詳細な事業内容の検討段階である環境影響評価方法書以降においては、導入する設備の諸元等を踏まえて、当該火力発電所から排出される温室効果ガス等について環境影響評価を実施する必要がある。この点、本件事業者は、「施設の稼働に伴い二酸化炭素が発生することから」、温室効果ガス等を環境影響評価項目に選定し(乙8・471ないし478ページ)、環境影響評価を実施している(乙8・1211ないし1215ページ)。

(2) 知事意見等への適切な対応が採られていたこと

控訴人らは、技術検討委員会において配慮書において温室効果ガス等についても十分な記述を求めており、神奈川県知事意見や経産省と環境省の担当者協議においても必要性が述べられており、環境アセスが意思決定過程の透明性と実効的な参加を実現するとの趣旨から対応しないことは瑕疵であると主張する(控訴理由書4・25ないし30ページ)。

しかしながら、原判決は、本件事業の計画段階配慮事項として二酸化炭素を選定すべき根拠にはならない旨正当に判示している(配慮書に対する神奈川県知事意見については原判決165及び166ページのとおり、経済産業省と環境省の担当者間協議での意見が勘案されていないとの主張については原判決166ページのとおり)。また、技術検討委員会の報告書の記載についても、本件評価における計画段階配慮事項として二酸化炭素を選定すべきことを求めるものとまで解することはできないと正当に判示している(原判決164及び165ページ)。

したがって、上記の控訴人らの主張には理由がない。

(3) 小括

以上のとおり、原審が「本件事業において、二酸化炭素は、影響要因により重大な影響を受けるおそれがある環境要素に該当するものとはいえず、これを計画段階配慮事項に選定しなかったことが違法であるとはいえない。」(原判決162ページ)と判断したことは正当であって、控訴人らの主張には理由がない。

3 環境保全措置の適切な評価がなされていること

(1) 控訴人らは、発電所アセス省令においては、環境保全措置について、「複数の案の比較検討、実行可能なより良い技術が取り入れられているかどうかの検討その他適切な検討」を通じた検証、「損なわれる環境の価値を代償するという観点からおこなう環境保全措置に関する検討及び検証」、「国又は地方公共団体の基準に又は目標の達成に努めるという観点からおこなう環境保全措置に関する検討及び検証」を義務付けているが、本件評価書の記述から、発電所アセス省令が求める検討・検証義務を行わなかったことが明らかであるから、本件アセスには瑕疵があると主張する(控訴理由書4・32及び33ページ)。

(2) しかしながら、この点については、原判決において、「本件評価書においては、前記(イ)の各環境保全措置の効果、環境の状況の変化、効果の不確実性及び新たに生じる影響について、認定事実(10)エ(ウ)(別表6)のとおり整理されているが、この整理が、発電所アセス省令30条1項2号の求める記載として不十分であると認めるに足りる証拠はない」とした上で、「本件評価における検討や評価書への記載が発電所アセス省令等の規定に違反するものとはいえず、この点について本件評価に瑕疵はない」こと及び「本件評価において検討された環境保全措置が、代償措置の検討を必要とするほど不十分、不適切なものであるとは認めるに足りない」と正当に判示している(原判決168ないし170ページ)。

また、上記のほか、後記アないしエの観点からも環境保全措置について適切な評価がされている。

ア 環境影響の低減・回避が図られていること

原審被告準備書面(6)(30ページ)のとおり、USCを含む利用可能な最良な技術(BAT)を採用し、発電効率を高めることは、一定量の電力を発電するための二酸化炭素排出量を抑制することにつながるところ、USCは局長級取りまとめが採用を求めるBATの一つとしてBAT参考表に掲げられた発電方式であって、これを採用することは、実行可能な範囲内でできる限り低減を図ろうとする行為そのものである。

そして、本件事業においては、BATの参考表に掲載の(B)に該当する発電端効率43.5%の最新鋭のUSCを採用することとしており、省エネ法ベンチマーク指標の目標達成に向けて取り組むこと、自主的枠組み参加事業者に電力を供給することを努めることからすれば、原審が、上記「各環境保全措置に係る検討は、本件事業者が実行可能な範囲内で温室効果ガス等に係る環境要素に及ぶおそれがある環境影響をできる限り回避し、又は低減すること等を目的として行ったものといえ、この検討が発電所アセス省令28条1項に違反するものと認めるに足りる証拠はない」と判示したとおり(原判決168ページ)、環境影響の低減・回避が図られている。

イ 国の基準の達成に努めることを目的として環境保全措置を検討しているといえること

控訴人らは、発電時の排出効率(原単位に関する目標ないし指標)を達成しても、国の削減目標との整合性を担保しないと主張する(控訴理由書4・44ページ)。

しかし、原審被告準備書面(4)(5ないし22ページ)及び原審被告準備書面(6)(23ないし28ページ)のとおり、被控訴人は、2030年度の温室効果ガスの削減目標を、2013年度比で26.0%(2005年

度比で25.4%)とする「日本の約束草案」(NDC。乙13)を決定しているところ、「温室効果ガス削減目標積み上げに用いたエネルギーミックス」(乙13・7ページ)は、「長期エネルギー需給見通し」(甲31)において示された2030年度のエネルギー需給構造(エネルギー需要並びに電力需要及び電源構成)の見通し(同4ないし7ページ)を踏まえたものであり、2030年度の温室効果ガスの削減目標は、「長期エネルギー需給見通し」において示された2030年度の電力需要の見通しと整合的なものとなるよう定められている。

そうすると、地球温暖化対策計画において2030年度の温室効果ガス削減目標の達成に向けた取組として、「電力分野の二酸化炭素排出原単位(引用者注:排出係数と同義)の低減」が挙げられている(甲32・38ページ以降)とおりに、2030年度における温室効果ガス削減目標(約3.6億t-CO₂)を達成するためには、排出係数を0.37kg-CO₂/kWh(3.6億t÷9808億kWh)程度にとどめることが必要になる。事業者において、排出係数0.37kg-CO₂/kWh程度という目標の達成に向けて取り組むなどとしていることは、(温室効果ガスの削減目標に沿った)省エネ法のベンチマークに適合するか検証し、達成できない場合には本事業内容の見直しを検討することも併せて記載していること(不確実性)、(温室効果ガスの削減目標に沿った)自主的枠組み参加事業者に電力供給するよう努めるとしていること(乙8・1211ないし1213ページ)と併せて取り組むことを踏まえると、「日本の温暖化対策についての目標を実現するためこれと整合性を有するものとして策定されたものといえることができる」(原判決172ページ)。

したがって、控訴人らの主張には理由がない。

ウ 本件評価書の各環境保全措置の記載が不十分であるとはいえないこと

控訴人らは、「検討した結果を複数案の比較検討など適切な検討を通じ

て検証し、環境保全措置の効果や不確実性についても検討することは欠かさない」と主張する(控訴理由書4・33ページ)。

しかし、原審被告準備書面(9)(21及び22ページ)のとおり、発電所アセス省令30条は、環境保全措置の効果及び当該環境保全措置を講じた後の環境の状況の変化並びに必要な応じ当該環境保全措置の効果の不確実性の程度を明らかにできるよう整理すると規定しているにとどまる。

したがって、原審が「他の環境保全措置と具体的に比較した結果の記載まで義務付けるものと解することはでき」ないと判示したことは正当であり(原判決169ページ)、控訴人らの主張には理由がない。

エ パリ協定との整合性について

控訴人らは、本件アセスにおいてパリ協定との整合性に関する記述がないことをもって、本件アセスの瑕疵を主張する(控訴理由書4・46ないし48ページ)。しかし、原審被告準備書面(9)(17ページ)のとおり、パリ協定は、温室効果ガスの削減に向けた個別的措置について、締結国にこれを委ねており、発電所アセス省令28条1項にいう「国又は地方公共団体による(中略)施策」に該当しない。

したがって、原審が「パリ協定の目標との関係で発電所アセス省令28条1項に対する違反がある旨をいう原告らの主張は、採用することができない」(原判決174ページ)と判断したことは正当であり、控訴人らの主張には理由がない。

4 ガイドラインが定める簡略化された手法によって調査等を実施することができるものと解することが相当であること

(1) 合理化ガイドラインを適用したことにつき問題がないこと

控訴人らは、「発電所アセス省令の趣旨や合理化ガイドラインに明記された適用要件に照らせば、リブレースの場合にアセスの調査・予測を一部省略することが許されるのは、現実の環境影響の程度が「低減」される場合に限

られることは明確である」(控訴理由書 5・6 ページ)ところ、発電所アセスの手引きにおいて、「リプレース事案については、環境影響の程度を「現状と変えない」ことが念頭に置かれている」ことからすれば、「旧発電所が現実にもたらしている環境影響と新発電所がもたらすと予測される環境影響の程度を比較し、低減が予測されることが必要である」ものの、「本件アセスは、大気汚染物質による環境影響と温排水による環境影響のいずれにおいても、発電所アセス省令および合理化ガイドラインが定める「(環境影響の)同等又は減少」という要件・条件を明らかに満たしておらず、調査・予測が違法に省略されたことが明らかである」と主張する(控訴理由書 5・16 及び 17 ページ)。

しかし、原判決 136 ないし 139 ページのとおり、「本件事業は、排ガスによる大気質への影響について、合理化ガイドラインの定める条件 1-1 から 1-5 までを満たしており、合理化ガイドラインを適用することが相当でない特段の事情を認めるに足る証拠もないから、本件評価において、本件新設発電所の稼働に伴う排ガスによる大気質への影響の調査及び予測の手法につき、合理化ガイドラインを適用して簡略化したことは、違法とはいえない。」

したがって、控訴人らの主張には理由がない。

(2) 調査・予測・評価の手法について問題がないこと

ア 大気汚染について

控訴人らは、大気汚染物質の調査・予測・評価について、環境基準を超過した地点や環境影響を受けやすい地点を対象として調査を行う必要があったし、バックグラウンド濃度の設定において自排局を選定すべきであったと主張する(控訴理由書 5・17 及び 18 ページ)。

しかし、この点について、原審は、「本件評価における調査及び予測の場所の選定について瑕疵はない」(原判決 139 ないし 142 ページ)とし、

「本件評価におけるバックグラウンド濃度の設定が発電所アセス省令等の規定に違反するものとはいえず、この点について本件評価に瑕疵はない」と正当に判示している(原判決143ないし145ページ)。

したがって、控訴人らの主張には理由がない。

イ 温排水の影響について

控訴人らは、人の健康、生活環境又は自然環境に及ぼす環境影響を把握する手法により、調査・予測がされなければならず、生活環境には、人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境が含まれ、発電所アセスの手引きの文面を見ても、随所に、「漁業権の設定及び行使の状況」「漁業操業範囲」等の用語を用いているので、漁業者の漁業対象となる魚介類及び藻類に対する影響を調査・予測・評価しなかったことに瑕疵があると主張する(控訴理由書5・18ないし26ページ)。

しかしながら、原審被告準備書面(7)及び(10)で繰り返し述べてきたとおり、「温排水」を環境要因とする環境要素「海域に生息する動物」と「海域に生育する植物」(以下「海域の動植物」という。)については、同省令5条3項2号の「生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素」に分類され(同別表第2参照)、環境影響評価としては、「生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全」を旨として、「学術上又は希少性の観点から重要な種」等について調査し、それらに対する影響の程度を把握する手法を選定することが予定されているのであって、漁獲高等、漁業への直接的な影響について調査、予測及び評価するものとされているわけではない。

原判決が、発電所アセス省令22条1項1号所定の「人の健康、生活環境又は自然環境に及ぼす環境影響を把握する手法」によって調査・予測・評価すべき対象として、「発電所アセス省令23条1項2号、別表第七によれば、水温の環境要素について、施設の稼働による温排水に係る調査及

び予測の参考手法として、「調査すべき事項」として掲げられているのは、水温の状況及び流況の状況のみである」と判示したこと（原判決１７６ページ）は正当であり、「重要な漁業資源」への影響を計る指標となる漁獲高等漁業への直接的な影響についてまで調査・予測・評価することまでは求められていないものと解される。

なお、合理化ガイドラインにおいて海生生物の調査を省略する前提とされている「海生生物の概況、干潟・藻場・さんご礁の概要」の把握については、本件評価書の第３章「地域の概況」の１４３ないし１４６ページ（本件方法書では８９ないし１１２ページ）で海域の動物相の概要を、１５６ページ（本件方法書では１２２ページ）で海域の植物の概要を、１５７ないし１６１ページ（本件方法書では１２３ないし１２７ページ）で干潟、藻場を文献により調査を行い、概況把握を行っている。

したがって、「合理化ガイドラインで求められている最低限の状況把握すらされていない」（控訴理由書５・２６ページ）とする控訴人らの主張は事実を誤るものであり理由がない。

ウ 撤去工事について

控訴人らは、旧発電所にはアスベストが含まれていたにもかかわらず、事前撤去工事をアセス対象に含めなかったことは瑕疵があると主張する（控訴理由書５・２７ページ）。

しかし、原判決で正当に判示されているとおり、「本件評価においては、（中略）合理化ガイドラインの条件を満たすものとして、本件新設発電所の新設工事に先立って実施される本件旧発電所の撤去工事を調査等の対象としなかったのもであり、同撤去工事において環境影響の程度が著しくなることが予想されるなどの特段の事情を認めるに足りる証拠もないから、同工事に係る調査等を実施しなかったことが発電所アセス省令等の規定に違反するものとはいえず、この点について本件評価に瑕疵はない」（原判決１

79及び180ページ)。

加えて、合理化ガイドライン(38ページ)では、「廃棄物等については、撤去工事の実施により大量に発生する機会が多いことから、建設副産物のリサイクルを推進する観点からも、上記の範囲に該当しない撤去工事に係る部分であっても、これまでに実施されていた環境影響評価に基づく廃棄物等に係る適切な環境配慮を踏まえ、廃棄物等の種類及び発生量等を把握することが望ましい。」とされており、本件評価書でも建設工事と重なる先行撤去工事で発生する石綿含有廃棄物等の発生量、有効利用量、最終処分量を予測結果として記載するとともに(本件評価書1204ページ)、環境保全措置として、「関係法令、規則、マニュアル等に従い必要な届出を行うとともに、囲い込みや封じ込め等の適切な対策を講じる。」(本件評価書1203ページ) こととしている。

エ 小括

したがって、前記アないしウからすれば、調査・予測・評価の手法に関する控訴人らの主張には理由がない。

5 発電所アセス省令において参考項目として挙げられていないPM_{2.5}を評価項目として選定しなかったことが違法であるとはいえないこと

控訴人らは、「PM_{2.5}による健康被害は、既に諸外国における疫学的知見の蓄積によって明らかになっている。」とした上で、「PM_{2.5}についても、国も認め、原審も認める通り、排出源において一次粒子の排出の増減を調査することは可能である。」「環境影響評価は、「可能な限り」環境負荷を低減することを求めるものであり、取り得る手法があれば取ることがその趣旨に適うのであって、予測・評価手法が確立するまで何らの評価も実施しないのは制度の趣旨に反するものである。」と主張する(控訴理由書5・27ないし29ページ)。

しかし、原判決が正当に判示するとおり、「本件通知がされた平成30年1

1月30日の時点で、PM_{2.5}については、二次生成機構の解明、発生源情報の整備、排出インベントリの精緻化等に係る科学的知見が十分ではなかったというべきであって、生成への寄与割合が大きいとされている二次生成粒子も加味して濃度を予測及び評価する方法が確立していたとは認められないため、「発電所アセス省令において参考項目として挙げられていないPM_{2.5}を評価項目として選定しなかったことが違法であるとはいえない」（原判決150ないし154ページ）。

したがって、PM_{2.5}の一次生成粒子を予測・評価しないことが環境影響評価手続上の瑕疵とはいえず、控訴人らの主張には理由がない。

6 発電所アセス省令において参考項目として挙げられていない光化学オキシダントを評価項目として選定しなかったことが違法であるとはいえないこと

控訴人らは、光化学オキシダントは「健康および生活に多大な影響を及ぼすものであるから、（中略）環境影響評価項目に選定される必要性は高い。」とこゝろ、光化学オキシダントについては、揮発性有機化合物（VOC）が原因物質の一つであることは今日判明しており、「VOC濃度と光化学オキシダントの関係については、相関関係が言われているので、事業者において、本件火力発電所からのVOC排出濃度を把握することにより、光化学オキシダントによる環境影響を予測・評価することは可能である」と主張する（控訴理由書5・29ページ）。

しかし、控訴人らは、VOC濃度と光化学オキシダントの間に相関関係があるといわれていることを根拠に、VOC排出濃度を把握することにより、光化学オキシダントによる環境影響を予測・評価することは可能であると主張するにとどまり、実際に、本件発電所からのVOC排出濃度を把握することによって、光化学オキシダントの環境影響の予測・評価が可能なことにつき、何ら主張立証していない。

そして、原判決が正当に判示するとおり、「本件通知がされた平成30年1

1月30日の時点で、光化学オキシダントについては、大気環境中における生成機構の解明、個別排出源から排出される前駆物質による影響等に係る科学的知見が十分ではなかったというべきであって、濃度を予測及び評価する方法が確立していたとは認められない」ため、「発電所アセス省令において参考項目として挙げられていない光化学オキシダントを評価項目として選定しなかったことが違法であるとはいえない」（原判決154ないし156ページ）。

したがって、光化学オキシダントの調査・予測・評価を行っていないことをもって、本件の環境影響評価に違法の瑕疵があるとはいえず、控訴人らの主張は理由がない。

7 その他控訴人らの主張にも理由がないこと

(1) 二酸化炭素の排出による温暖化の進行に関する原審の判断の遺漏はないこと

控訴人らは、二酸化炭素の排出による温暖化の進行に関し、原判決において「地球温暖化にかかる日本の具体的な被害発生の事実、世界各地で発生している熱波等の異常気象がもたらす甚大な被害、世界各国の最高裁判所における地球温暖化に対する諸判決、地球温暖化に関する科学的な知見の内容及び集積状況など、何らの事実認定をしない」ことから、「原判決にはその判断の基礎とした事実 zu 重大な遺漏・欠陥があるまま判断したもので重大な違法があり、破棄されるべきである。」（控訴理由書1・4ページ）と主張する。

しかし、原審は、二酸化炭素の排出に起因する地球温暖化に係る控訴人らの原告適格に関する判断においては、「発電所が稼働した際に排出される二酸化炭素による温暖化の進行に伴う事象によって生命、健康等に被害を受けないという利益が、一般的公益に吸収されない個々人の個別的利益として法的に保護されていると解することはできない」（原判決116及び117ページ）としているのであって、このように個々人の個別的利益として法律上保護されていない利益に係る考慮をすることはなく、本件通知の適法性の判

断をしたことが、何ら判断の遺漏があるものではないから、理由がない。

(2) 控訴人らの電気事業法46条の17第1項に係る裁量権の主張には理由がないこと

控訴人らは、電気事業法46条の17第1項の「環境の保全についての適正な配慮がなされることを確保するために特に必要があり、かつ、適切と認めるとき」との要件該当性に際し、経済産業大臣の裁量権について「多方面にわたる科学的、専門技術的知見に基づく検討は、環境アセスメント手続の過程においてなされるべきことであり」、「科学的、専門技術的知見に基づく検討」を制度的に担保する仕組みは存在しない」上、「多方面にわたる科学的、専門技術的知見に基づく総合的判断が必要だという点だけから、裁量は基礎づけられない。」(控訴理由書3・19ないし26ページ)などとして、経済産業大臣が裁量権を有しないかのような旨の主張をする。

しかし、原審は、電気事業法46条の17第1項が評価書の変更命令の実体的要件について「評価書の変更命令に係る抽象的な文言で定められた要件につき、科学的、専門技術的知見に基づく総合的判断が必要であることからすれば、確定通知をするか否か(変更命令をするか否か)の判断については、経済産業大臣に一定の裁量権を認めることが相当である」と判示しており(原判決127ページ)、原審は、要件の文言の抽象性と内容の専門技術性に着目したのであって、控訴人らの主張は理由がない。

なお、控訴人らが引用する最高裁平成25年判決は、原審被告準備書面(9)(12ないし14ページ)のとおり、過去のある時点における客観的な事実の有無に関する事実認定が問題となった事案に関するものであり、本件のように審査の対象に将来の予測に係る事項が含まれ、審査においては、多方面にわたる科学的、専門技術的知見に基づく総合的判断が必要となる事案とは全く異なる。

併せて、経済産業省は、昭和52年以降、省議アセス制度を通じて発電所

の環境影響評価手続を実施しており、現行環境影響評価法に基づく判断枠組みにおいて、審査の過程において専門的見地から専門家の意見を聴取する環境審査顧問会を設置していることを踏まえれば、経済産業大臣において、裁量権の行使の基礎となる科学的、専門技術的知見を有している。

したがって、控訴人らの主張には理由がない。

第6 結語

以上に述べたとおり、本案前の争点につき、確定通知の処分性、控訴人ら①に原告適格を認めた原判決には誤りがあり、控訴人ら①は訴訟要件を満たさない以上、控訴人ら①の訴えは不適法であるから、原判決主文第2項中、控訴人ら①の各請求を棄却した部分を取り消した上で、却下されるべきである。他方で、原判決が控訴人ら②の訴えを却下したこと及び控訴人ら①の請求を棄却したことは正当であり、本件控訴はいずれも理由がないから、速やかに棄却されるべきである。

以 上

(別紙)

送達場所

住所

〒102-8225

東京都千代田区九段南一丁目1番15号

九段第2合同庁舎

東京法務局訟務部

行政訟務部門 武田 宛て

電話 03-5213-1296

-1298

-1397

-1398

-1403

FAX 03-3515-7307